

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

烏鵲集

告示

健康保険法によ

健康保険法による療養に要する費用の額の算定方法
(昭和三十三年厚生省告示第百七十七号)に基づき、昭
和三十七年四月十六日承認した基準看護、昭和三十七年
六月十二日承認した基準給食及び昭和三十七年六月十二
日承認した基準被服設備を次のとおり変更承認した。

昭和三十九年一月十日

鳥取県知事 石破二朗

施設基準看護基準給食基準寝具採用
名稱所在地承認番号対象承認番号対象承認番号対象承認番号対象承認番号対象

| | | |
|----------|----------|-------|
| 鳥取県立中央病院 | 鳥取市吉方二五六 | 一般七病棟 |
| (二類) | 第五六病床 | 二八四床 |
| 第一(看) | 第一病棟 | 二八四床 |
| 第二(食) | 第一病棟 | 二八四床 |
| 第三(寝) | 第一病棟 | 二八四床 |

00341

(第3種郵便物可認)

2

鳥取県告示第四号

健康保険法の規定による療養に要する費用の額の最定方法（昭和三十三年厚生省告示第百七十七号）に基づき、基準寝具設備として次のとおり承認した。

昭和三十九年一月十日

鳥取県知事 石破二朗

| 施 | 称 所 在 地 | 承 認 番 号 | 対 象 | 基 準 寢 具 | 採 用 | 承 認 年 月 日 |
|----------|---------|-----------|-------|---------|-----|-----------|
| 医療法人高島病院 | 米子市西町 | (寢) 第三十二号 | 一般二病棟 | 九四床 | 甲 表 | 昭和三八、一二、一 |

鳥取県告示第五号

健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（昭和三十三年厚生省告示第百七十七号）に基づき、昭和三十三年十月一日承認した基準給食を次のとおり変更承認した。

昭和三十九年一月十日

鳥取県知事 石破二朗

| 施 | 称 所 在 地 | 承 認 番 号 | 対 象 | 基 準 給 食 | 採 用 | 承 認 年 月 日 |
|-----------------|---------|----------|------|---------|-----|-----------|
| 医療法人育生会 高島病院 | 米子市西町六 | (食) 第一九号 | 一般病棟 | 九四床 | 甲 表 | 昭和三八、一二、一 |

00342

(第3種郵便物可認)

鳥取県告示第六号

健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（昭和三十三年厚生省告示第百七十七号）に基づき、昭和三十八年八月一日承認した基準看護、昭和三十八年六月一日承認した基準給食及び昭和三十八年六月一日承認した基準寝具設備を次のとおり変更承認した。

昭和三十九年一月十日

鳥取県知事 石破二朗

| 施 | 設 | 基 準 看 護 | 基 準 給 食 | 採 用 | 承 認 年 月 日 |
|------|-------|-----------------------------|-----------------------------|--------------------------------------|-----------|
| 名 称 | 所 在 地 | 承 認 番 号 | 対 象 | 基 準 寢 具 | 採 用 |
| 米子病院 | 米子市日 | (看) 精神二病棟 (三類) 九〇床 | (食) 精神二病棟 (三類) 九〇床 | 精神二病棟 (寢) 精神二病棟 (二類) 九〇床 | 昭和三八、一二、一 |
| | 原 | (看) 精神二病棟 (三類) 九〇床 | (食) 精神二病棟 (二類) 九〇床 | 精神二病棟 (寢) 精神二病棟 (二類) 九〇床 | 昭和三八、一二、一 |

人事委員会規則

職務の等級の分類の基準を闊する規則の一部を改正する規則

職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する

昭和三十九年一月十日

鳥取県人事委員会委員長 青戸辰午

鳥取県人事委員会規則第一号

職務の等級の分類の基準を闊する規則の一部を改正する

職務の等級の分類の基準に関する規則（昭和三十六年三月鳥取県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第二条第五項を次のように改める。

職務の等級の分類の基準に関する規則（昭和三十六年三月鳥取県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第二条第五項を次のように改める。

研究職給料表の職務の等級の分類の基準となるべき

標準的な職務の内容は、次の各号に定めるとおりとする。

一一等級

別表第五の一等級欄に掲げる職の占める職務

一二等級

別表第五の二等級欄に掲げる職の占める職務

三三等級

別表第五の三等級欄に掲げる職の占める職務

ロ 別表第五の四等級欄に掲げる職のうち、相当高度の専門的知識及び経験を必要とする職の占める

別表第一中

(高、ろう、養護学校)

機関長

"

"

"

改める。

機関長
一一通事
等等
機航信務
関海
士士長長

"

"

"

SPE00

昭和39年1月10日 金曜日 鳥取県公報 第3494号 (第3種郵便物)

00343

昭和39年1月10日 金曜日 鳥取県公報 第3494号 (第3種郵便物)

4

四 四等級

イ 別表第八の三等級欄に掲げる職の占める職務

ロ 別表第八の四等級欄に掲げる職のうち、専門的知識又は高度の熟練を要し、かつ、相当長期の経験を必要とする職の占める職務

三三等級

イ 別表第八項第三号を次のように改める。

ロ 別表第八の四等級欄に掲げる職の占める職務

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

別表第四中

(高、ろう、養護学校)

機関長

"

"

"

別表第四中

(高、ろう、養護学校)

機関長

"

"

"

| 本 | | 本 | |
|---|---|---|---|
| 社 | 教 | 義 | 義 |
| 指 | 育 | 務 | 務 |
| 課 | 課 | 教 | 教 |
| 導 | 導 | 導 | 導 |
| 主 | 主 | 主 | 主 |
| 查 | 查 | 查 | 查 |

| 本 | | 本 | |
|---|---|---|---|
| 社 | 教 | 義 | 義 |
| 指 | 育 | 務 | 務 |
| 課 | 課 | 教 | 教 |
| 導 | 導 | 導 | 導 |
| 主 | 主 | 主 | 主 |
| 係 | 係 | 係 | 係 |
| 主 | 事 | 事 | 事 |
| 事 | 長 | 長 | 長 |

に

を

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十八年十二

月三十一日から適用する。

昭和三十九年一月十日

鳥取県人事委員会委員長 青戸辰午

鳥取県人事委員会規則第二号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

和三十一年十月鳥取県人事委員会規則第十号の一部を次のように改正する。

第八条の二第一項中第四号を第五号とし、同号を次のように改める。

五 医療職給料表(三)の適用を受ける職員

- (1) 等級分類基準の規則第二条第八項第三号イに規定する職 十三号給
- (2) 等級分類基準の規則第二条第五項第四号に規定する職 十一号給

第八条の二第一項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 研究職給料表の適用を受ける職員

- 等級分類基準の規則第二条第五項第四号に規定する職 九号給

第八条の四第一項第三号及び第四号中「第三号(1)又は第四号」を「第四号(1)又は第五号(1)」に改める。第十二条第二項に次のただし書きを加える。

第十六条 職員の退職手当に関する条例（昭和三十七年十二月鳥取県条例第五十一号。以下「退職手当条例」という。）第三条及び第四条の規定の適用を受ける職員が次の各号の一に該当するときは、当該各号の定めによるところにより昇給させることができる。

一 勤務成績良好な職員で十年以上二十年未満勤続した者が死亡若しくは傷病により、又はその者の非違によるところにより昇給させることができる。

二 勤務成績良好な職員で三十年以上三十年未満勤続した者が死亡若しくは傷病により、又はその者の非違によるところなく退職する場合 二号給

三 勤務成績良好な職員で三十年以上勤続した者が死亡若しくは傷病により、又はその者の非違によるところなく退職する場合 三号給

四 生命をして職務を遂行し、そのため死亡し、又は傷病となり退職する場合 五号給以内

2 退職手当条例第五条の規定の適用を受ける職員（退職手当条例附則第六項の規定の適用を受ける職員を含む。）が次の各号の一に該当するときは、当該各号の定めるところにより昇給させることができる。

一 勤務成績良好な職員で十年以上勤続した者が死亡により、又はその者の非違によるところなく退職する場合 一号給

二 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職若しくは過員を生じた結果退職する場合 一号給

三 公務のため死亡し、又は傷病となり退職する場合 三号給以内

ただし、これにより難い場合においては、あらかじめ人事委員会の承認を得た期間とすることができます。

第十三条各号列記以外の部分中「公務上の負傷又は疾病によるものであるとき」の下に「及び第五号のうち人事委員会の承認を得たものであるとき」を加える。

第十五条第一項第四号中「二十年」を「十年」に、「第十三條第一号から第四号まで」を「第十三條第一号、第二号（公務上の負傷又は疾病による場合を除く。）」に改める。

第十六条を次のように改める。

和三十一年十月鳥取県人事委員会規則第十号の一部を次のように改正する。

第八条の二第一項中第四号を第五号とし、同号を次のように改める。

五 医療職給料表(三)の適用を受ける職員

- (1) 等級分類基準の規則第二条第八項第三号イに規定する職 十三号給
- (2) 等級分類基準の規則第二条第五項第四号に規定する職 十一号給

第八条の二第一項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 研究職給料表の適用を受ける職員

- 等級分類基準の規則第二条第五項第四号に規定する職 九号給

第八条の四第一項第三号及び第四号中「第三号(1)又は第四号」を「第四号(1)又は第五号(1)」に改める。第十二条第二項に次のただし書きを加える。

第十六条 職員の退職手当に関する条例（昭和三十七年十二月鳥取県条例第五十一号。以下「退職手当条例」という。）第三条及び第四条の規定の適用を受ける職員が次の各号の一に該当するときは、当該各号の定めによるところにより昇給させることができる。

一 勤務成績良好な職員で十年以上二十年未満勤続した者が死亡若しくは傷病により、又はその者の非違によるところにより昇給させることができる。

二 勤務成績良好な職員で三十年以上三十年未満勤続した者が死亡若しくは傷病により、又はその者の非違によるところなく退職する場合 二号給

三 勤務成績良好な職員で三十年以上勤続した者が死亡若しくは傷病により、又はその者の非違によるところなく退職する場合 三号給

四 生命をして職務を遂行し、そのため死亡し、又は傷病となり退職する場合 五号給以内

2 退職手当条例第五条の規定の適用を受ける職員（退職手当条例附則第六項の規定の適用を受ける職員を含む。）が次の各号の一に該当するときは、当該各号の定めるところにより昇給させることができる。

一 勤務成績良好な職員で十年以上勤続した者が死亡により、又はその者の非違によるところなく退職する場合 一号給

二 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職若しくは過員を生じた結果退職する場合 一号給

三 公務のため死亡し、又は傷病となり退職する場合 三号給以内

二 勤務成績良好な職員で三十年以上三十年未満勤続した者が死亡若しくは傷病により、又はその者の非違によるところなく退職する場合 二号給

三 勤務成績良好な職員で三十年以上勤続した者が死亡若しくは傷病により、又はその者の非違によるところなく退職する場合 三号給

四 生命をして職務を遂行し、そのため死亡し、又は傷病となり退職する場合 五号給以内

3 前項第二号の規定を適用した場合においては、同項第一号及び前条第一項第四号の規定をあわせ適用してはならない。

第十九条第二項中「第十六条第一項各号」を「第十六条」に、「死亡した日又は退職した日若しくは不具篠疾となつたことが確認された日」を「退職した日」に改める。

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第十号）附則第二項を次のように改める。

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十八年十二月三十一日から適用する。